

福井市空き家家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 空き家家賃支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、空き家情報バンクに登録された住宅の入居に係る家賃の一部を補助することにより、空き家の循環利活用と市への定住を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家情報バンク 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第3号に掲げるものをいう。
- (2) 新婚世帯 第8条に規定する申請書の提出日において、婚姻届を提出し、受理されてから5年以内の夫婦(補助対象住宅での居住開始までに入籍する夫婦を含む。)からなる世帯又はパートナーシップ宣誓書受領証等が交付されてから5年以内のパートナーシップ関係にある者からなる世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 18歳になった日の属する年度の3月31日までの子を含む世帯をいう。
- (4) U・Iターン世帯 県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯(新規卒業者、転勤等の転入を除く。)をいう。
- (5) 被災者世帯 自然災害に起因するり災証明書(第8条に規定する申

請書の提出日において、災害発生から起算して2年以内のもの)の交付を受けた住宅に災害発生当時居住していた者を含む世帯をいう。

(6) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

(7) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額(管理費、共益費等は除く。)をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の全てに該当する者とする。

(1) 新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯又は被災者世帯

(2) 3年以上本市に居住する意思を有する者

2 前項に掲げる補助対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

(1) 過去に、この要綱による補助金を受けたことのある者

(2) 補助金の交付の対象となる経費において、国又は地方公共団体による他の補助金を受けている者

(3) 市町村税及び家賃の滞納のある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(5) 前各号に掲げる者のほか市長が不相当と認める者

3 前2項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で代表となる者1名を補助対象者とする。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)

は、空き家情報バンクに登録され1月以上経過した賃貸住宅とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、補助対象住宅への入居に係る家賃とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の最小の額とする。

(1) 月額家賃の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額)

(2) 月額25,000円

2 補助金の交付の開始は、世帯全員が補助対象住宅での居住を始める予定の翌月(当該予定日が月の初日である場合には、当該日の属する月)からとし、交付期間の合計は12月とする。

3 補助金の交付の終了は、交付期間の合計が12月を超えたとき又は第4条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったときのいずれか早い方とする。ただし、補助対象者の要件を満たさなくなった日が月の末日でない場合は、補助対象者の要件を満たさなくなった日が属する月の前月までとする。

4 令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に、交付決定を受けた者については、第2項中「12月」を「24月」と読み替える。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象住宅の賃貸借契約の前に、福井市空き家家賃支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助対象住宅の賃貸借契約の締結を、交付申請書を提出する日が属する年度の3月31日までに行う場合で、当該補助対象住宅での居住を3月(3月1日を除く。)又は4月に開始する場合は、前項の申請書に併せて、福井市空き家家賃支援事業補助金交付決定前着手届(様式第

1号の2)を市長に届け出なければならない。

(交付決定等)

第9条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市空き家賃支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 前条第2項の交付決定前着手届を届け出たときは、当該補助金の交付を申請した者は前項の通知を受ける前に、補助対象住宅の賃貸借契約を締結することができる。

(交付延長申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、第7条に規定する交付対象期間の範囲内で年度毎に補助金の交付の延長申請をすることができる。

2 前項に規定する補助金の交付を延長申請しようとする者は、その期間の開始以前に福井市空き家賃支援事業補助金交付延長申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合において準用する。

(着手、変更、取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者又は交付決定前着手届を届け出た者は、交付申請書を提出した日から2月以内に補助対象住宅の賃貸借契約を締結し、世帯全員で居住を開始しなければならない。

2 居住を開始したときは、速やかに福井市空き家居住家賃支援事業着手届(様式第1号の3)に別表2に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

3 補助金の交付の決定を受けた者は、補助内容又は補助金の額に変更(軽微な変更を除く。)が生じる場合は、変更に係る賃貸借契約の前に、

市長に福井市空き家家賃支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

4 第9条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合において準用する。

5 補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請を取り下げる場合は、市長に福井市空き家居住家賃支援事業補助金交付申請取下げ届（様式第5号）を届け出なければならない。

（実績報告）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付の決定に係る期間の終了後、規則第11条の規定により、当該通知日の属する年度の3月31日までに、福井市空き家家賃支援事業完了実績報告書（様式第6号）に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市空き家家賃支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第14条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市空き家家賃支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 交付申請書の提出日から2月以内に補助対象住宅の賃貸借契約を締結し、居住を開始しないとき。
- (4) 完了実績報告書を第12条に規定する日までに提出しないとき。
- (5) 補助金の交付の決定を受けた者又は補助対象住宅について、市長がこの要綱の目的に反することがあると認めるとき。
- (6) 取下げ届を受理したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(個人情報 の 利用 目的)

第16条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行 期 日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失 効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 8 条 関 係) 申 請 書 に 添 付 す る 関 係 書 類

- (1) 空 家 家 賃 支 援 概 要 書
- (2) 戸 籍 抄 本 、 パ ー ト ナ ー シ ッ プ 宣 誓 書 記 載 内 容 等 証 明 書 等 (新 婚 世 帯 の 場 合)
- (3) 戸 籍 の 附 票 (U ・ I タ ー ン 世 帯 、 被 災 者 世 帯 の 場 合)
- (4) 災 害 証 明 書 の 写 し (被 災 者 世 帯 の 場 合)
- (5) 補 助 対 象 住 宅 に 居 住 す る 予 定 の 者 の 住 民 票
- (6) 補 助 対 象 住 宅 に 居 住 す る 予 定 の 者 の 市 町 村 税 の 納 税 証 明 書 (非 課 税 の 者 は 非 課 税 証 明 書)
- (7) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類

別表 2 (第 1 1 条 関 係) 着 手 届 に 添 付 す る 関 係 書 類

- (1) 賃 貸 借 契 約 書 の 写 し
- (2) 補 助 対 象 住 宅 に 転 居 し た 者 の 住 民 票
- (3) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類

別表 3 (第 1 2 条 関 係) 完 了 実 績 報 告 書 に 添 付 す る 関 係 書 類

- (1) 交 付 対 象 期 間 に お け る 家 賃 を 支 払 っ た こ と が 分 か る も の (通 帳 の 写 し 、 家 賃 完 納 証 明 書 な ど)
- (2) 現 況 写 真
- (3) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類